

日本の文化情報戦略基盤「国立デジタル文化資産振興センター（仮称）」設立構想提言 — 2020年東京五輪を契機とした「文化立国」実現に向けて — 検討要旨

(1) ビジョン —なぜ今、国家として取り組むのか？

- ・日本の文化戦略の立ち遅れ（欧米・アジア国家レベルでの戦略攻勢、脆弱な恒久保存・活用基盤）
- ・2020年東京五輪開催契機、国内外への「日本文化」魅力発信＝正しい日本文化理解へ（国際交流、日本の誇り・アイデンティティ＝リスペクトされる日本＝「文化立国」実現へ）
- ・「デジタル」による文化資源の活用（＝デジタル文化資産）土台づくりの重要性（デジタルで「情報を届けやすく」「現物（有形・無形）にはない新たな価値を提供」）
- ・デジタルの脆弱さを補う恒久保存基盤体制の確立
- ・「恒久保存」と「活用」の中核を担う強力な推進母体（司令塔）としての戦略センターの必要性

(2) センター主管組織（設立推進体制）

- ・国として主管組織を国立の組織として位置づけ検討（「文化立国」のための国家戦略の推進母体）
- ・必要となる役割・機能は十分な検討が必要
 - ただし、2020年東京五輪まで時間が限られ、早急に進める必要あり
 - そのため、産官学が合同で連携する推進体制（文化庁と国立国会図書館を含む）をスタートアップし「文化立国」のための国家戦略を立案、戦略センターとしての本センターの役割・機能・主管を具体化（本委員会では、その司令塔として例えば内閣官房が相応しい等の意見あり）
- ・これまでにないあらたな枠組みでの主管組織整備を今後検討することについても委員から言及あり
 - 例えば、三権から独立した主管形態や、IT・テクノロジー・知財などの領域を包含するあらたな行政組織として、文化省の設立を念頭におく、などの意見も。

(3) 恒久保存基盤整備

- ・多様な文化資源のデジタル化とデータ蓄積および各種デジタルアーカイブ相互連携基盤整備への早期着手が急務
- ・デジタルコンテンツを最も大量に取り扱う業務実績を有し、今後も書籍分野の文化資源の大規模デジタル化および段階的なウェブ情報の制度的収集を計画する国立国会図書館が、予算面・人員面の強化をはじめとする条件整備等の措置を前提として、この役割を担うことが望ましい
- ・恒久保存の技術的解決策は継続検討（恒久保存メディア開発、マイグレーション・エミュレーション等）

(4) デジタル文化資産の「活用」（2種類の「活用」を見据えた整備を実施）

- ①一次情報としての「活用」＝「発信・公開」（日本文化を知ってもらうきっかけづくり）
 - ・国内外に文化情報を発信する基盤（ポータル）構築・運用
- ②二次的情報（コンテンツ）としての「活用」＝「教育・観光・国際・事業利用等」（正しく、深く）
 - ・集積したデジタル文化情報から二次的情報として新たなデジタル文化資産（コンテンツ）を創造

(5) 法制化等、継続検討課題（「デジタルアーカイブ振興法（デジタル文化資産振興法）」等）

- ・数値目標を含む基本計画策定を国に義務づける（主管する担当組織の設置）
- ・公的助成を受けた事業の、データ公開の義務化
- ・孤児著作物対策（裁定制度調査要件緩和、民間委託代行など）
- ・所有権・肖像権の権利者不明作品についての活用促進の法制度検討
- ・デジタルアーキビスト育成（名称独占制度是非の検討ほか）
- ・社会的に活用しやすいようデジタル化の阻害要因を緩和・優遇する税制措置
- ・多言語化促進
- ・諸外国のアーカイブとの相互接続の検討



日本の文化情報戦略基盤
「国立デジタル文化資産振興センター(仮称)」
設立構想提言

2020年東京五輪を契機とした「文化立国」実現に向けて

2014年5月23日
センター設立検討委員会
一般財団法人デジタル文化財創出機構

はじめに

— デジタルによる日本文化の「恒久保存・継承・公開・活用」の戦略ビジョン —

2020年東京オリンピック開催の決定を受け、魅力的な日本文化の国内外に向けた発信を質・量ともに直ちに向上させ、2020年までに国際社会における日本のプレゼンスを向上させることが、ますます重要性を増している。東京五輪は、日本が「文化立国」として、国際競争力を再び高めるための絶好のチャンスであり、攻めの一手が渴望される。

わが国では、近年、ミュージアム、図書館、大学、民間企業、寺社などが保有するさまざまな文化資源のデジタルアーカイブによる「デジタル文化資産」の活用が進みつつある。しかし、それらは各機関の自己努力による断片的な取り組みであり、各機関相互の連携・足並みは十分とはいえず、また、日本全体を統括的に俯瞰した戦略であるとは言い難い。そこには、瞬時に消失のリスクを抱えるデジタルデータ特有の脆弱性やバックアップ機能を考慮したデータの恒久保存という課題をはじめ、人材不足課題、資金不足課題、権利処理コスト課題など、デジタル文化資産の活性化を阻害する要因が構造的・複合的に内包されており、緊急に解決すべき問題が山積している。

一方、海外の動向を眺めると、民間資本による日本文化の取り込み・囲い込みの脅威や、アジア諸国（中国・韓国）の国家レベルでの戦略展開、欧州におけるデファクト化の動きや文化情報発信基盤（EUのEuropeana（ヨーロピアーナ））の推進など、文化情報を活用した国家戦略が着々と進められており、このままでは日本が世界から立ち遅れてしまう危機感が膨れる一方である。

「魅力的な日本」に接する機会づくりと、それをきっかけとして「日本文化」を正しく、より深く理解するには、我が国の貴重な財産としての文化資産を全国規模で俯瞰した上で国内外へ効果的に情報発信するとともに、それら文化情報を「コンテンツ」や「サービス」に編集・加工することでうまれる「デジタル文化資産」活用の土台づくりが重要であり、その基盤整備への着手は2014年のこのタイミングをおいてほかにはない。そのためには、先述したデータ保存課題、人材不足問題、資金不足問題、権利処理コスト問題など、デジタル文化資産の活性化を阻害する課題を様々な観点から洗い出した上で、これを制度的に克服する方策（人材育成策・予算措置・権利処理に関する法改正など）を導き出し、文化戦略を国際競争力の重要軸に位置づけしっかりと実現していくことが肝要であり、このような戦略を実行力を持って継続的に実現するためにも、その中核を担う強力な推進母体（司令塔）としての組織・体制が必要である。個別機関の多重投資による非効率を脱し、社会全体での大幅なコストダウンと、デジタル文化資産を活用した事業機会の創出と拡大による経済的波及効果を見据えた戦略展開こそ、「文化立国」実現のための、国の最重要課題である。

これら課題解決に向け、2012年6月に、超党派国会議員による「デジタル文化資産推進議員連盟」が発足した。2013年11月に開催された同議連総会で、一般財団法人デジタル文化財創出機構から『国立デジタル文化情報保存センター（仮称）設立骨子案』が提案され、その具体化に向けた議論整理を開始することで合意、2014年2月から3月末にかけて、有識者による検討を委員会方式で実施した。「国立デジタル文化情報保存センター（仮称：本書では以下「センター」と呼称）設立構想具体化に向けた『設立基本計画検討委員会』では、「コンテンツ立国」「文化立国」を実現するための国家戦略の在り方・全体像について検討、そのほか小委員会として、(1)デジタル文化資産の保存と活用の在り方については「『保存と公開』基盤検討委員会」、(2)デジタル文化資産活性化に向けた法制度の在り方については「活用に向けた権利課題／法制化検討委員会」でそれぞれ検討を行った。

本書は上記3つの委員会の検討内容をとりまとめたもので、「文化立国」実現に向けた推進母体として、国による戦略基盤となるセンター設立構想を中心に、必要となる重要課題の抽出と解決に向けた方向性を提言するものである。まず初めに、デジタルアーカイブ活性化・日本文化のデジタル発信促進・恒久保存の中核を担うセンターの設立構想について第一部としてまとめ、その上で、「『保存と公開』基盤検討委員会」が中心となって検討したデジタル文化資産の「恒久保存」と「活用」の在り方に関する検討結果について第二部に、最後に、「活用に向けた権利課題／法制化検討委員会」が中心となって検討した、デジタル文化資産活性化に向けた法制度の在り方に関する検討結果について第三部としてまとめた。

2020年東京五輪開催というエポックは、「スポーツの祭典」としてだけでなく「文化の祭典」として、日本文化や日本の魅力、日本の誇り・アイデンティティを世界に知らしめる基盤整備の最大にして絶好のチャンスである。日本が世界に誇るべき有形・無形の文化資産をデジタル技術を利用して情報として発信し世界中に届け「日本文化のファンになってもらう」ことを可能にする基盤整備を短期集中で進め、さらにはそれら情報のコンテンツ化やサービス化を通じて、日本文化をより正しく、より深く、より楽しく理解を促すための「デジタル文化資産の活用」を国家戦略として取組み、その推進基盤整備を通じた、世界の見本となる「文化立国」＝「リスペクトされる日本」の実現こそが、国家の成長戦略としても位置づけられると同時に、今後日本が世界の中で国際的なプレゼンスを向上させ確固たるポジションを築く唯一の方策である。

■海外に向けた文化情報発信の現状

海外に向けた文化情報発信を念頭に置いた場合、大多数の海外ユーザーと日本文化との最初の接点はインターネットで提供される情報が主であり、ネット上でどれだけの質・量の日本文化に接することができるかで、日本の文化・産業に対する認識・印象が大きく異なることは想像に難くない。

残念ながら、ネット上で世界のユーザーが閲覧することのできる日本のコンテンツの数は、欧米をはじめとする先進国の中でも極めて見劣りするのが現状である。例えば、EUの巨大デジタルアーカイブ「Europeana（ヨーロッパアーナ）」は既に3,000万点のコンテンツのインターネット公開を実現しているのに対し、我が国のネット公開コンテンツは、主要なデジタル文化資産をかき集めても、概ね200万点前後に過ぎないと推計される。また、欧米のデジタルアーカイブは、相互接続を利用した統一ゲートウェイ化が進んでいるのに対し、我が国は進展が低調でありそれぞれが分断されているのが現状である。さらに、多くは国内向けの日本語サイトしか用意していない結果、日本語を判読できない海外ユーザーにとっては、高いハードルが二重に課されている状態である。

この点、日本文化に対する海外の関心自体は、決して低くはない。むしろ、近年は明らかな上昇傾向さえ見て取れる。例えば、パリの「Japan Expo」の入場者数が年々記録を更新し遂に20万人を超えたことはよく知られているところであり、上記のEuropeanaにおいて2013年に検索されたあらゆるキーワードの中で、第4位は“Japan”であった。しかし残念ながら、Europeanaをはじめ大半の非日本語サイトには、彼らが期待するような日本のコンテンツは十分収録されていない。もし彼らが“Japan”と検索して膨大で質の高い日本のデジタル文化資産・コンテンツに接することができれば、さらに日本のファン、日本の味方となってくれていたかもしれない。このことは文化のみならず、観光・教育・研究・ビジネスなどあらゆるジャンルで言える。

このように、国際社会における日本のプレゼンスを向上させる上で、デジタル技術を利用した情報発信は決定的な鍵となる。そこで、日本の文化資産デジタル化による「恒久保存・継承・発信・活用」を国家戦略と位置付け、特に「発信」においては、①ネット上で閲覧可能なデジタルコンテンツの質・量の飛躍的向上（2020年までに2,000万件）と、②分かりやすい一元的な検索窓口としての統一ゲートウェイ（多言語対応）の創設に向け、国家的に取り組むことは喫緊の課題である。

本書は、これら「日本文化に接するきっかけづくり」として2020年東京五輪開催を好機とした一次情報による発信基盤の短期的・飛躍的整備に加え、さらに、より正しく、より深く、より楽しく日本文化の理解を進めるために、一次情報を加工・編集し再創造される二次的なコンテンツやサービス、すなわち、「デジタル文化資産」による活用を念頭においた「恒久保存・継承・発信・活用」の基盤整備を国として戦略的に推進することの重要性を訴えるものである。

【「検討委員会」委員一覧】

(1) 設立基本計画検討委員会（略称：親委員会）

委員長：長尾真（一般財団法人デジタル文化財創出機構業務執行理事、京都府特別顧問）

委員：伊藤隆彦（鹿島建設株式会社 開発事業本部開発計画部長）

大滝則忠（国立国会図書館長）

樺山紘一（印刷博物館館長）

栗原祐司（国立文化財機構本部事務局長）

佐々木丞平（国立文化財機構理事長、京都国立博物館館長）

清水宏一（亀岡商工会議所専務理事、元京都市観光政策監）

高野明彦（国立情報学研究所連想情報学研究開発センター長・教授）

中村伊知哉（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）

中山信弘（明治大学特任教授・東京大学名誉教授）

平川新（東北大学災害科学国際研究所所長）

福井健策（骨董通り法律事務所 代表パートナー弁護士）

本田牧雄（一般財団法人デジタル文化財創出機構 代表理事）

馬淵明子（国立美術館理事長、国立西洋美術館館長）

南学（東洋大学大学院 客員教授）

吉見俊哉（東京大学大学院情報学環教授・副学長）

オブザーバ：平林正吉（文化庁長官官房政策課長）

三村洋史（文化庁文化部芸術文化課主任芸術文化調査官）

(2) 「保存と公開」基盤検討委員会（略称：基盤検討委員会）

委員長：高野明彦（国立情報学研究所連想情報学研究開発センター長・教授）

副委員長：栗原祐司（国立文化財機構本部事務局長）

委員：太田直久（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授）

研谷紀夫（関西大学総合情報学部 准教授）

中山正樹（国立国会図書館 調査及び立法考査局 専門調査員 総務部 司書監）

福島幸宏（京都府立総合資料館）

松岡資明（日本経済新聞社）

丸川雄三（国立民族学博物館先端人類科学研究部）

オブザーバ：舟橋徹（文化庁文化部芸術文化課長）

三村洋史（文化庁文化部芸術文化課主任芸術文化調査官）

(3) 活用に向けた権利課題/法制化検討委員会（略称：法制化委員会）

委員長：福井健策（骨董通り法律事務所 代表パートナー弁護士）

委員：生貝直人（国立情報学研究所特任研究員、

東京芸大総合芸術アーカイブセンター特別研究員）

今村哲也（明治大学大学院情報コミュニケーション研究科准教授）

太下義之（三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 芸術・文化政策センター長／主席研究員）

上妻博明（元衆議院法制局参事）

古賀崇（天理大学人間学部総合教育研究センター准教授）

オブザーバ：山中弘美（文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長）

【事務局】

本田牧雄（一般財団法人デジタル文化財創出機構 代表理事）

植山秀治（一般財団法人デジタル文化財創出機構 事務局長）

中村直靖（一般財団法人デジタル文化財創出機構 事務局主幹）

樋澤 明（一般財団法人デジタル文化財創出機構 研究主幹）

加茂竜一（一般財団法人デジタル文化財創出機構 研究主幹）

五嶋 孝（一般財団法人デジタル文化財創出機構 事務局）

中村昌太（一般財団法人デジタル文化財創出機構 事務局）

宮下治枝（一般財団法人デジタル文化財創出機構 事務局）

中川隆太郎（骨董通り法律事務所 弁護士）

目次

はじめに — デジタルによる日本文化の恒久保存・発信・活用の戦略ビジョン —

第一部 国立デジタル文化資産振興センター（仮称）基本構想

1. 概要（センター設立に向けて）

2. センターの役割（機能／事業内容）

- (1) デジタル文化資産の「恒久保存基盤」構築と運用
- (2) 地域及び他機関との相互連携
- (3) 普及啓蒙・国際発信（情報発信基盤）
- (4) 事業創出・活用促進
- (5) 人材育成支援
- (6) その他（現物保管等）

3. 組織体系

- (1) 設置根拠（根拠法令）
- (2) 主管組織（設立推進体制の整備）
- (3) 恒久保存基盤整備の着手
- (4) 部門構成
- (5) 連携組織体制
- (6) 財源（予算確保）

4. センター施設概要

第二部 デジタル文化資産の「恒久保存」と「活用」の在り方

1. 概要

2. 保存（恒久保存環境実現に向けた技術基盤整備）

- (1) 恒久保存環境の必要性
- (2) 恒久保存の方策

3. 収集の対象となる文化資源の範囲

- (1) 文化資源の領域
- (2) 公的資金投入によるデジタル化
- (3) その他対象範囲

4. 「活用」について：文化資源のデジタルによる「活用」

- (1) 文化資源・文化情報・文化資産の定義
- (2) 「活用」の属別
- (3) 「デジタル文化情報」の公開・発信（メタデータ等、データ仕様の策定）
- (4) データの集約と発信（センターの役割・機能の範囲、目標値の設定）

5. まとめ

第三部 デジタルアーカイブ振興に向けた法制度の在り方

1. 概要

2. 現状の確認（第一段階）

3. 法的課題の洗い出し及びその検討

【参考資料】

第一部 国立デジタル文化資産振興センター（仮称）基本構想

1. 概要（センター設立に向けて）

前述の通り、「デジタル文化資産推進議連」での検討をふまえ、デジタル文化資産を巡る様々な課題を解決する方策について有識者による検討を行った結果として、国による文化情報の統括基盤として「国立デジタル文化資産振興センター（仮称）」（以下「センター」という）の設立を提言する。

なお本センターの名称については、検討当初「国立デジタル文化情報保存センター」と仮称していたが、本センターの役割は「保存」だけではなく、「活用」の戦略センターとしても位置づけることを前提とするため、本書では「国立デジタル文化資産振興センター」と仮称して記載する。なお、「国立デジタル文化振興センター」など名称案は他にもあり、より相応しい名称を今後も継続して検討するものとする。また国としての中核的推進母体であることを考慮し、英訳すると「National Digital Archive」と呼び得るものが世界的にも通用力があるということも検討材料の一つとする。

2. センターの役割（機能／事業内容）

(1) デジタル文化資産の「恒久保存基盤」構築と運用

デジタル技術をうまく活用して日本文化の魅力を伝えることは今後ますます有効な手段となるが、一方でデジタルデータは瞬時に消失する危険性を伴うなど脆弱である。各個別機関に蓄積されるデジタルデータの死蔵防止や、災害時のダメージを食い止めるバックアップ機能などを含め、文化を継承し有効に活用するため、国として安全堅牢に恒久保存する金庫としての物理的環境整備（ハード及びソフト）が急務であり、センターの大きな役割として位置づける。

ただし、具体的なシステムや仕組みは、さまざまな方策が考えられ、今後技術的進展も進むことが想定されることから、長期的視点で潮流を調査検討し、方針決定の材料とすることが望ましい。そのために必要な技術開発は、世界的な動向を注視しつつ、日本発のワールドスタンダードとして開発することを想定する。具体的には、①あらたな恒久保存メディアの開発（100年1000年単位で保存可能メディアの開発と運用）や、②データ読み替え技術開発（マイグレーション、エミュレーション等）を念頭に、また、データを格納するサーバシステムは少なくとも国内に2カ所以上設置するなど、リスク分散することも重要な視点であろう（詳細は第二部を参照）。

また、センターがすべてのデータを受け入れることは現実的には無理があるため、データ受け入

れ／格納のために必要な条件も整備・策定し、優先順位を確定するための審査機能の導入も念頭において整備を進めることが望まれる。

(2) 地域及び他機関との相互連携

センターが収集・保存する文化情報は、国内各地域のミュージアム、図書館、公文書館、大学、企業、文化財ホルダー（寺社等）を対象として、各機関と幅広く情報連携できる仕組みや制度を構築する。また、既に文化情報を集約管理運用しているデジタルアーカイブ／データベース等と、システム連携／接続することで、利活用を促進・加速する仕組みを講じる必要がある。

(3) 普及啓蒙・国際発信（情報発信基盤）

日本文化の国内外への発信力を強化するため、統一のゲートウェイ（文化情報ポータル）等による日本文化情報発信のあり方について戦略化し推進する機能をセンターが担うものとする。前述の通り、例えば、EUのEuropeanaは、2013年11月時点で3,000万件の文化情報を発信している。対して、国内の状況は、文化庁が運営する「文化遺産オンライン」が11万件の情報発信に留まるなど、主要アーカイブの公開点数を合計しても200万件前後に過ぎない（第三部【参考資料】参照）。2020年東京五輪開催を見据え、特に海外からの情報探索に寄与する「日本文化の発信」の強化が必要となる。

そのためには、適正な数値目標（例えば、2020年までに2,000万件のコンテンツをネット公開、等）を掲げ、国全体でその枠組み構築とロードマップづくり（中期計画）を早期に検討し、その運用を戦略化することが急務であり、センターはこの戦略構築を継続的に行う中核基盤として機能することが重要となる。

(4) 事業創出・活用促進

上記(3)に述べたとおり、センターが保存集約・管理運用する「デジタル文化情報」は、国内外に向け「発信・公開」することで、「日本文化を知ってもらう」ことに寄与する。加えて、日本文化をさらに、より正確に、より深い理解を促すためには、「デジタル文化情報」を編集加工し、あらたなコンテンツとして再創造した「デジタル文化資産」化を進め、効果的に活用することが必要であり、国としての重要戦略課題として位置づけ、本センターが主体的にその戦略化と実施を担うことが重要である。

その際、収集・保存される「デジタル文化資産（デジタルコンテンツ）」は、ある一定の条件のもとに、教育用途、研究用途、観光用途、事業用途など、さまざまなユーザーによる活用を可能とする。活用に対しての「条件」については、利用形態や対価、権利保有者、などの要素を考慮して検討するものとする。

(5) 人材育成支援

デジタルアーカイブに必要となる各種人材養成のための教育の実施、各種スキルアップのための研修の実施を可能とする枠組みづくりを推進し実践する。現在、既に「デジタルアーキビスト」の資格は存在するが、同資格の運用主体による認定養成機関は8機関のみで、首都圏には存在しない（第三部2 カ参照）。高度な専門性を発揮する業務に従事するために、資格や学位課程の状況を更に充実させ、あらたな雇用を生む制度を創設する。

求められる専門性には主に以下の3つの分野が考えられる。

- ①対象となる文化・学術分野や文化資源原物の取扱いに関する知識
- ②デジタル化に関する技術関連の知識
- ③デジタルコンテンツに関連する知的財産権を中心とする法律知識

また、特定の資格を与える制度の導入、上記の各分野ごとの育成プログラムや研修機会の拡大など、デジタル文化資産領域に必要となる人材育成のための仕組みづくりについては、並行して具体的な議論整理を継続するものとする。

(6) その他（現物保管等）

文化資源現物の保管は物理的な場所の確保が重要課題となるが、保管スペースの問題が大きく、既存施設を有効活用すると同時に、あらたに新設することも視野に入れ、具体的方策を継続して検討する。

3. 組織体系

(1) 設置根拠（根拠法令）

後述するあらたな法制度「デジタルアーカイブ振興法（デジタル文化資産振興法）」において、その設置についても規定することを検討する（詳細は、第三部参照）。

(2) 主管組織（設立推進体制の整備）

これまで民間等を含む各機関が限られた予算の中で個別に努力し担ってきた文化資源のデジタル化をについて、多重投資を回避しながら本格化し、恒久保存と全国的利用を視野に入れ、かつ、国際的にも日本を代表して発信することの大切さを考慮し、対象となる文化資源は広範囲に渡り全国的に存在しており、また公的な資源を取り扱う側面を有しているため、国の成長戦略の一つとして戦略化をはかるという視点からも国として主管組織を国立の組織として位置づけるべく検討することが必要である。

このような主管組織は、必要となる役割・機能を十分に検討した上で決定する必要がある。一方、

短期的には 2020 年東京オリンピックというエポックを見据え、限られた時間の中で早急に進める必要があるため、現時点で優先的に取り組むべき「文化立国」のための国家戦略を検討する推進母体が不可欠である。

そのため、産官学が合同で連携する推進体制（文化庁と国立国会図書館を含む）をスタートアップする。この推進体制においては、教育利用、観光利用、国際交流、事業利用など、個別機関がそれぞれ進めている各種デジタル文化資産化施策を俯瞰しながら、「文化立国」のための国家戦略を立案すると同時に、戦略センターとしての本センターの役割・機能・主管を具体化する。本委員会では、その司令塔として、例えば内閣官房がその役割に相応しいなどの意見もあった。

一方で、本センターが対象とする文化資源の範囲は、立法・行政・司法にも及ぶことも想定されるため、本委員会では、これまでにないあらたな枠組みでの主管組織整備を今後検討することについても委員から言及があった。例えば、中長期的視点においては、三権から独立した主管形態や、あるいは、将来的には IT・テクノロジー・知財などの領域を包含するあたらしい行政組織として文化省の設立を念頭においた主管整備、などの意見もみられた。

(3) 恒久保存基盤整備の着手

上記の国家戦略の検討が進められる一方、多様な文化資源のデジタル化と保管庫としてのデータ蓄積および各種デジタルアーカイブの相互連携のための基盤づくりが段階的に整備されるよう早期に取り組むことも急務である。

そのためには、国内においては、現在までにデジタルコンテンツを最も大量に取り扱う業務実績を有し、今後も書籍分野の文化資源の大規模デジタル化および段階的なウェブ情報の制度的収集に取り組むことを計画している国立国会図書館が、予算面・人員面の強化をはじめとする条件整備等の措置を前提として、この役割を担うことができるようにすることが望ましい。

(4) 部門構成

主管組織には、①企画戦略部門、②データ管理部門（データ活用、恒久保存）、③普及啓蒙部門（文化情報発信）、④研究部門（技術開発）、⑤育成部門（教育／研修プログラム開発）、⑥デジタル化部門（デジタルデータ整備・法的検討・権利処理）等の役割を担う部門を設置し、広範囲な文化資源の、「デジタル文化情報」化、「デジタル文化資産」化の促進に寄与する。

(5) 連携組織体制

主幹組織は、関係する行政組織（内閣府、文化庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、外務省など）と連携しながら推進する体制を構築する。また、国内地域に存在する、博物館、美術館、図書館、公文書館、大学などの機関との情報共有やシステム連携のほか、人材育成／教育について相互連携できる仕組みを検討する。

既に独自の活動を進め、拠点となりえる地域については、早期に連携体制を構築する。例えば、文化資源を数多く所有し、既に「旧・わたしのしごと館」をはじめ産学官連携でデジタルアーカイブを推進する「京都」や、東日本大震災アーカイブ構築が進む東日本地域の拠点となる「仙台」など、西と東にそれぞれ拠点となる地域を選定し、既存施設の活用を含めたオールジャパンな拠点連携体制を検討することが重要である。

また、集約したデジタル文化資産の活用面では、一部業務委託など民間組織との連携についても、推進の枠組みを今後検討課題とする。

(5) 財源（予算確保）

量・質ともに充実化をはかるためには、デジタル化／デジタルコンテンツ化に多額の費用が必要となることなどを考慮すると、これまでにない異次元の予算が必要であろうと想定される。そのために、センターが管理するデジタルデータを一般利用者が有償で利用（商用利用など）することも想定し、その収益は、センターの運営費として活用することを検討する。ただし、センター運営費すべてをまかなうことは困難であり、文化立国を提唱する国として基本運用財源を賄うことは当然であろう。

具体的には、重要政策の一つとして、「骨太の方針（経済財政改革の基本方針）」や「成長戦略」に組み込むことで、継続的な予算確保を実施することも想定される。そのためにも、デジタル文化資産推進議員連盟による、立法、行政への働きかけを今後さらに推進することが望まれる。その他、外部資金の調達も並行して継続検討するものとする。

4. センター施設概要

センターの施設は、建物の新設を必要条件とはせず、あらたに大規模な投資を行うものではなく、**既存施設の改修や活用**など、最小限の投資を前提に検討する。

東京に設置するセンターは主に「戦略構築」を担うものとし、デジタル化を推進する実作業場所となる「工房機能」や、データを格納するインフラ基盤は、全国地域の拠点に分散し、デジタルデータの集約・収集はインターネットによる流通体制の構築を想定するが、具体的な施設内容については、引き続き継続検討をはかり決定するものとする。

第二部 基盤となるデジタル文化資産の「恒久保存」と「活用」の在り方

1. 概要

『「保存と公開」基盤検討委員会（以下、基盤検討委員会）』では、センター設立に向けた、その基盤となる「保存」と「活用」の在り方について検討を行った。具体的には「①保存（恒久保存基盤実現に向けた技術基盤整備）、②対象となる文化資源の範囲、③活用（デジタル文化情報およびデジタル文化資産の活用）、④必要となる人材像」の4点を中心に検討を実施、一定の合意が形成された。以下、それぞれの課題・問題意識と今後に向けた方策など、検討内容を記す。

2. 保存（恒久保存基盤実現に向けた技術基盤整備）

(1) 恒久保存基盤の必要性

現在、文化資産領域のデジタルデータは、ミュージアム、図書館、公文書館、大学、寺社、企業など、個別の機関・組織が独力で保有しているが、データフォーマットやプラットフォームが時代時代で変容していくことに対応する資金課題や、人事異動等に伴う継続的担当者の不在など、保存体制の持続性は脆弱である。また、デジタルデータは瞬時に消失する危険性があり脆弱であるにも関わらず、現在流通する記憶メディアには長期保存の信頼性がない。

社会全体でコストダウンをはかり、日本の貴重なデジタル文化資産データを持続的に活用するには、国として安全堅牢な恒久保存環境を構築することが急務である。そのためには「①あらたな恒久保存メディアの開発（100年1000年保存メディア等の開発）」と「②データ読み替え技術開発（マイグレーション、エミュレーション等）」を、長期的視点・短期的視点の両輪でとらえることが肝心である。

このような恒久保存環境は世界的にも例がなく、一部先進的な技術開発の例が出始めてきている段階である。各研究機関や民間企業の最新技術をとりいれつつ、また世界的な動向も注視しながら、最善の方策・技術開発を日本発のワールドスタンダードとして確立し、世界の見本となるべく先行投資することは、国際社会の中で日本にとって大きなアドバンテージとなる。

(2) 恒久保存の方策

記録デバイスとしての恒久保存メディアは、近年、100年あるいは1000年保存が可能と謳うメディアの開発が研究機関や民間企業で進みつつある。ガラスの封じ込めにより接点腐食を防ぐことで長期年数での保存が可能という仕組みのほか、シリコン半導体を利用した仕組みなど、幾つかの先進事例が登場し、技術的な裏づけもできつつある。

しかし一方で、これら恒久保存メディアはその性質上、民間企業の大量生産には向かないため

ジネスモデルとして成立しにくく、研究レベルとして一過性のものに終始してしまい、飛躍的な技術開発が進まないという側面がある。そのため、貴重な文化資産データを保存継承するという目的においては、国がこの仕組みづくりに投資し、環境構築を先導することが重要である。

デジタルデータの「読み替え」技術開発については現段階では「エミュレーション」や「マイグレーション」などの方策が考えられる。「エミュレーション」は、ある時期ある目的のもと作られたシステムから、異なる時期や目的で作られるシステムでも実行できる（データがきちんと読める）仕組みのことで、あらゆるシステムに対応する読み替えが可能であれば、理論上はデータが恒久的に保存できるというものである。

「マイグレーション」は、古いシステムから新しいシステムに短いスパンでデータをコピーし続けることで、常に新しい環境でデータを読めるようにする仕組みである。ただし、コピーの周期によっては、読み出しや書き込み速度、データ量の増大などにより、コピーそのものに時間を要することになり、コピーが出来ず破綻する危険性を伴う。

「エミュレーション」「マイグレーション」いずれの方策においても、各個別機関単独で継続的に行うには資金面等多大な負担と労力を要する。そのため、国として価値あるデジタル文化情報やデジタル文化資産の恒久保存・継承・公開・活用のため、共通のプラットフォームとして必要となる技術開発と体制整備を推進することが重要である。

「記録メディアによる恒久保存」「エミュレーションによる保存継承」「マイグレーションによる保存継承」の3つの方策を軸とし、さらには分散型保存環境も並行して整備しつつ、長期的・短期的の両面で段階的に技術開発を行っていくことが必要となる。さらには、ここで運用する恒久保存の方策には、保存・格納されているデジタルデータがどのようなものであるか把握するため、常に見える化できる機能を持ち合わせることも重要な観点となる。

3. 対象となる文化資源の範囲

(1)文化資源の領域

文化資源の領域は、文化財（国宝、重要文化財、絵画、工芸品、仏像、民具、建築、無形文化財等）や文化的記録（書籍、写真、映画、レコード、テレビ番組、脚本、諸資料等）など、多岐に渡り広範囲である。これらすべての文化資源を一度にデジタル化することは現実的には無理であるため、センターが受け入れる（対象とする）基準を設ける必要がある。その基準の判断要素と想定されるポイントを以下に記す。

- ①範囲や領域を絞り込むこと無く「定義しない」ものとしスタートする。
- ②活用を前提にデジタル化に値するものを高い優先順位の対象とする。
- ③劣化・消失危機にあるなどの緊急度の高いものを優先する。

④社会的価値の高いもの（国宝、重要文化財、その他）を優先する。

⑤民間等がデジタル化し、また保有するデジタル資料を所有者の希望により受け入れる。

これら優先順位を決めるための判断要素はさらなる検討が必要であり、それらを検討・決定するための枠組み（専門家・有識者による委員会設立など）をあらたに設けることが急務である。

(2) 公的資金投入によるデジタル化

「範囲や領域」の層別を「定義しない」場合、「公的資金によってデジタル化されるもの（されたもの）」と「民間資本でデジタル化されるもの（されたもの）」という層別も検討する。前者は原則無償で受け入れ（デジタルデータの納品義務化）とし、後者は一定の条件（社会的価値あるもの、本物信憑性、品質面、最低限のメタデータ付与など）をクリアし、かつ、センターが主体的・戦略的に整備するデジタル化のロードマップに合致するもの、などを対象とする。

(3) その他対象範囲

有形の文化資源だけでなく無形の文化資源も対象とする。また、近年増加傾向にある、最初からデジタルで形成される文化資源（ボーンデジタル）も対象とする。

また、対象とするのは「日本の文化資産」であるが、その範囲は、さまざまな解釈・定義があるため、当面、日本国内で所有しているもの、及び、過去に日本で制作され現在は海外に保有されているもの、を中心にスタートし、今後、段階論で範囲拡大の可否を検討するものとする。また、既にある一定のデジタル化が進んでいる自然史系領域についても、今後対象範囲とするか否かを継続検討が必要であろう。

また、センターが稼働し収集・受け入れが進む過程で、自ずと対象とする文化資源の範囲が淘汰されていくことも想定されるため、スタート当初はあえて対象範囲を強くは絞らない（「定義しない」という方針も選択肢の一つとする。いずれにしても、対象範囲選定の基準づくり・優先順位付けを行うには、まずは国内の文化資産の全体像を把握することが急務であり、そのための全国調査を早期に実施すべきである。

4. 「活用」について：文化資源のデジタルによる「活用」

(1) 文化資源・文化情報・文化資産の定義

本書においては「文化資源」と「文化情報」と「文化資産」は、それぞれ以下のように定義する。

① 文化資源

広範囲にある「文化財」や「文化的記録」などの現物（無形含む）を指し、将来文化的価値がうまれる可能性があるものも含む。

②デジタル文化情報

「文化資源」をデジタル化し情報化したもの。

- ・「情報公開・発信」に寄与するもの
- ・日本文化を広く国内外に発信する基盤（ポータルサイト等）での活用

③デジタル文化資産

「デジタル文化情報」を編集（コンテンツ化）し、多用途で活用するもの。

- ・「コンテンツ・サービス」として活用するもの
- ・集積した「デジタル文化情報」を編集・加工し新たに創造されるもの

(2)「活用」の層別

「上記(1)-②③」の「活用」には、教育活用（日本文化・歴史教育等、教育機関での活用）、研究活用（大学・博物館ほか）、観光活用（文化による地域活性化・街興しなど事業活用）、その他事業活用（商業利用の素材として活用、それ自体が事業創出を生むものとして）などが想定される。利用者が「情報」にアクセスし「日本文化をまず情報として知る」というきっかけづくりのみならず、さらに、より深く、正しく、楽しみながら日本文化に接し理解を促すために、より精確なデータの記録・取得や、それらデータを使った臨場感ある映像体験など、最新の画像表現技術を駆使したコンテンツづくりの推進が国として重要となる施策である。

(3)「デジタル文化情報」の公開・発信（メタデータ等、データ仕様の策定）

国内外にあるさまざまな「デジタル文化情報」を、一般利用者が横断的に簡易にアクセスでき網羅的に情報にアクセスすることができる仕組みを早期に整備する必要がある。「デジタル文化情報」は、一元的に集約することが望ましいが、すでに点在するさまざまなアーカイブシステム間を接続することで、集約管理することなく増殖が可能なシステムを講じることも有効な手段であると考えられる。それらシステム連携には、メタデータ等のデータ仕様の共通化など課題があり、過去、関係する組織・機関を中心に議論されてきたテーマだが決定打は無く、今後も解決に向けた策の検討が重要である。

メタデータセットには200から300もの項目が必要となる場合もあるが、横断的なシステム連携には最低限の項目のみ整備し、できるだけ単純化した設計にすることが望ましい。また、管理者が少ない文化財保有者にとって、メタデータの整備は労力がかかるため、何らかのインセンティブを工夫する必要がある。「メタデータの自動付与」を将来的に研究開発することも念頭に検討する必要があるだろう。

(4)データの集約と発信（センターの役割・機能の範囲、目標値の設定）

デジタル文化情報をどのように活用していくかの主体性・戦略性を、センターの機能とし担うこ

とは、本センター設立構想において最も重要な役割である。センターが提供する「情報発信基盤（ポータル）」では「誰が、何を、どこに、保有しているか」という基本となる所在情報を一元化し、実際にそれらデータを「活用」する際には、権利処理を含めて、それぞれのデータ保有者と個別に交渉を行う運用を想定することが望ましいと考えられる（センターが権利処理を代行することはスタート当初は想定しない）。ただし、センター自体が収益を生み採算性を伴うことは、デジタル化を促進する資金獲得という意味で重要であるととらえ、権利処理手続きは、「有償・無償」両方の利用シーンも想定しながら今後継続検討する。

特に海外からのアクセスに応える措置として、多言語化の促進は重要な要素となるため、国としての支援・強化が必要である。文字だけでなく、直感的で見た目でも意図が伝わるインターフェースやデザインを取り入れることも重要なポイントであろう。

日本の文化情報の世界への発信の御旗を掲げることは重要であり、(EUのヨーロッパーナが3000万件であることに對し)日本の数値目標を設定し、国内全体で気運を醸成することが肝心である。

5. まとめ

本小委員会では「保存」と「公開・活用」に視点を置いた基盤整備に必要な課題抽出、今後の方向性について検討した。「保存（恒久保存）のプラットフォーム」と「活用のプラットフォーム」の2つのデジタルプラットフォームを国として早期に整備し、そのプラットフォームを各文化資源保有者（ホルダー）が積極的に利用することがメリットになるようなセンターの在り方を検討することが重要である。

第三部 デジタルアーカイブ振興に向けた法制度の在り方

1. 概要

「活用に向けた権利課題／法制化検討委員会（以下、法制化検討委員会）」では、デジタルアーカイブを促進・振興する法制度の在り方について検討を行った。具体的には、まず初めに、デジタルアーカイブに関する国内及び海外の現状を確認した（第一段階）。次いで、それらの現状を踏まえて法的課題を項目の形で洗い出した上で、検討を加えた（第二段階）。その結果、以下の通り、今後デジタルアーカイブ振興を目的とする法制度（デジタルアーカイブ振興法（デジタル文化資産振興法））について検討を進める際の大きな方向性について、一定の合意が形成された。

2. 現状の確認（第一段階）

まず第一段階として、以下の8項目について現状の確認を行い、法的問題点として指摘される点や考えられる内容について把握に努めた。

ア 日本のデジタルアーカイブ総体のデジタル資料数（内公開数）及び日本におけるデジタルアーカイブ推進施策の現状（デジタルアーカイブ予算規模のラフな推計を含む）

日本の主要なデジタルアーカイブ総体のデジタル資料数（メタデータのみを含む）は速報値で約4,600万点（そのうち、画像などの視覚的なデータは約470万点）、そのうち、インターネットで公開されている資料数は約190万点を超える程度であるとそれぞれ推計され、EUのEuropeanaや米国国立公文書館などの規模と比べるとなお大幅に下回ると指摘された（Europeanaがインターネットで公開する資料数は2013年11月時点で3,000万点を超えている）。特に、既存デジタルアーカイブ相互の接続／横断検索の提供はなお不十分である（※後掲【参考資料】参照）。

次に、日本の主なデジタルアーカイブ推進政策は、①国立国会図書館の資料デジタル化事業、②国立国会図書館サーチ、③東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」、④文化遺産オンライン、⑤メディア芸術デジタルアーカイブ事業、⑥国立近代美術館フィルムセンターでのフィルムデジタル化事業などであり、公開資料に基づく予算推計の速報値としては、平成25年度予算額として5億3,000万円（平成26年度予定額は5億2,100万円）であることが確認された（詳細は後掲【参考資料】参照）。

イ 周辺法制の確認

公文書管理法、国会図書館法、図書館法、博物館法及び文化芸術振興基本法の5つの法令について、その法構造を確認するとともに、デジタルアーカイブに関する規定（特に利用に関する規定）が少なく、分野横断的なデジタルアーカイブの法的枠組みは見当たらないことなどが確認された。

ウ 国会図書館オンライン資料収集に関する制度現状

インターネットで公開される電子書籍・電子雑誌等を対象に、平成25年7月1日よりオンライン資料の収集・保存を開始したこと（当面は無償かつDRMのないものに限定）、平成26年2月21日時点で電子雑誌を中心に349タイトルを収集済みであることなどが確認された。

エ オープンデータ関連

（ア）オープンデータ政策の現状（日本・EUほか）

EUでは、公共セクターの保有する情報についてオープンデータ義務を課す欧州PSI（公共セクタ

一情報) 再利用指令が 2013 年 6 月に改正され、そのオープンデータ義務対象に、公的な美術館・博物館・図書館等の文化芸術分野の公的アーカイブを含むものとされたこと、他方、日本でも内閣府 IT 総合戦略本部や総務省を中心にオープンデータ政策への取り組みが進められているが、法律により国や地方自治体に対して情報の再利用促進を求める動きにはなっていない上、そもそも文化芸術分野に関してほとんど議論の対象になっていない状況にあることが確認された。

(イ) デジタルアーカイブにおけるパブリックライセンス付与の実施例

先行する Europeana の運用として、参加する文化施設には収録データの著作権の状態の明示(クリエイティブ・コモンズや PD(パブリックドメイン)マーク等)と共に、メタデータについては「CC0」により完全な権利放棄を求めていることなどが確認された(2013 年時点で収録作品の 64%が何らかの権利表記)。

オ デジタルアーカイブにおけるメタデータの動向

国内の動きとして、①国立国会図書館が、ダブリンコアを基礎としたメタデータ標準「国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述(DC-NDL)」を定めていること(ただし、書籍のためのメタデータか)や、②電通がデジタルコンテンツ全般に関するメタデータ体系「Digital Right Permission Code(DRPC)」を提唱していること、③総務省「知のデジタルアーカイブに関する研究会」においてまとめられた「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」(2012 年 3 月)では、国立公文書館による「デジタルアーカイブ・システム標準仕様書」を参照し、最小限の目録情報として「ID」「年代(作成年度)」「資料名」「作成者(部署名)」「備考等」の 5 項目が挙げられていることなどが確認された。ただし、デジタルアーカイブ全般におけるこれらのメタデータ付与はなお不統一・不十分な状況である旨の指摘がされた。

カ デジタルアーキビスト育成

(ア) 育成の現状と課題、デジタル・アーキビストに求められる資質

岐阜女子大学を中心として運用される「デジタル・アーキビスト」資格が既に存在すること(ただし、同資格の運用主体による認定養成機関は 8 機関のみで、首都圏には存在しないこと)、これからのデジタル・アーキビストには、①当該文化芸術分野の知識、②知的財産権を中心とする法律分野の知識、③デジタル化に関する技術分野の知識など多様な知識と技術が求められ(ただし、必ずしも全て同一人物が備える必要はない)、修士レベルの専門性が求められることなどが指摘された。

(イ) EU におけるアーキビスト育成

EU 全体でのアーキビスト育成の取り組みは見当たらないこと、英国では、アーキビストが専門職として位置付けられ、政府の設立する National Career Service においても、アーキビストとして就業するためには、アーキビストの職業団体である The Archives and Records Association の

公認する大学院のプログラムにおける学位が必要とされているであろうと紹介されていることなどが確認された。

キ 権利処理問題

(ア) 裁定制度運営の現状と課題

文化庁長官が行う権利者不明の作品に対する裁定制度の要件のうち、権利者を見つけるための「相当な努力」のハードルが高いことが申請者にとって過大な負担となっており、利用件数が低迷していること（申請中の利用などを導入した平成 21 年改正以前は一度も申請のない年もあり、改正後も、年間 30 件前後で推移している）が指摘され、そのため、「相当な努力」の緩和を検討中であること、裁定による利用が認められた後、事後的に権利者が判明する割合は 0.1% 未満であることなどが報告された。

(イ) EU における孤児作品対策の現状

EU 孤児作品指令が 2012 年 10 月に採択され、権利者不明作品について非営利のアーカイブ施設が入念な調査を行った上でデジタル化及びネット配信を行うことが権利制限の対象となり、権利者の許諾を得ることなく実施可能となる予定であること（2014 年 10 月までに各国法により導入）、同指令は、必ずしも「事前」の補償金支払を義務付けるものではないこと（補償金の支払は必要だが、各国法の規定次第で、事後（権利者が現れた後）の支払とすることも可能）などが確認された。

(ウ) 米国における孤児作品対策の現状

2008 年に孤児著作物法案の内容（①利用前に適格な調査を誠実にを行ったが権利者を見つけられなかったこと、②利用前に「利用通知」を登録することなど一定の要件を充たして利用した者につき（要件充足性は個別のケース毎に判断）、その法的責任を免責（非商業的な利用かつ権利者からの通知後直ちに利用を停止した場合には全部免責。その他は原則として一部免責）や、EU 孤児著作物指令の採択などを受け、2012 年 10 月以降、再び孤児著作物対策の立法化の機運が高まっていることなどが報告された。

(エ) 所有権・肖像権のオーファン問題

アーカイブの現場では、著作権者不明作品問題に加え、所有権者不明作品問題（例えば、記録映画フィルムにつき所有者不明のものが多数存在するが、所有者不明フィルムの寄贈を受け付けないという国立近代美術館フィルムセンターの運用もあり、散逸したりデジタル化がなされないままフィルムの劣化が進みかねない状況にあること）や肖像権者不明作品の問題（肖像権侵害に関する最高裁判決の基準が不明確である上、写真や映像からは多くの肖像本人が誰なのか判読することが困難であるため、権利処理が不可能であり、肖像の写った写真・映像の公開が進まないこと）がデジタルアーカイブ化促進の法的障害となっていることが指摘された。

ク 日本コンテンツの公的翻訳・字幕補助制度の現状

公的な翻訳・字幕補助制度として、①クールジャパン・コンテンツ海外展開等促進事業（J-LOP）や②現代日本文学翻訳・普及事業などがあるが、①は日本初の映像コンテンツの海外商業展開を念頭に置いており、必ずしもデジタルアーカイブにおける多言語発信との関連性が高くないこと、②は平成25年度までで廃止が決定していることから、現状では、デジタルアーカイブの多言語発信に関する公的な補助制度は見当たらないことが確認された。

3. デジタルアーカイブ振興法創設のための法的課題の洗い出し及びその検討

上記2.の現状確認を踏まえ、下記の①乃至④の検討事項をデジタルアーカイブ振興法創設のための法的な課題として洗い出し、検討すべき課題事項として親委員会へ上申した。その上で、親委員会での議論等もふまえつつ、各検討項目につきそれぞれ以下の方向性で検討を進めることについて、大枠において一致をみた。

①（法の目的）

目的は、特定施設の設置ではなく、国内のデジタルアーカイブ全体の充実と国内外での相互接続を振興する諸制度を整備することで、ビジネス・研究・教育の振興並びに日本の文化発信の豊富化をはかるとすべきか

上記の目的を前提にしながら、前向きに検討を進めるべきである。その際、諸外国からの適切な理解を促すという外交戦略上の位置づけなども考慮されることが望ましい。

②（対象）

対象となるデジタルアーカイブは、（日本で制作されたか日本に所在する）文化資産・公文書・データなどのコンテンツ及びそのメタデータ全般の保存・修復及び公開活動を想定すべきか

上記を前提に、親委員会及び基盤検討委員会での議論・意見もふまえながら、具体的な検討を進めるべきである。その際、原資料との関係（特に原資料の保存との関係）についても合わせて整理することが望ましい。

③（デジタルアーカイブ整備の中期計画が存在しない現状に対して）

国にデジタルアーカイブの振興に関する（数値目標を含む5年間毎の）基本計画の策定義務を課すべきか

最終的な是非は個々の政策の詳細次第だが、デジタルアーカイブの振興に関して取り組むべき一

連の政策について、横断的な枠組みとして、数値目標を含む基本計画の策定を国に義務付けることを前向きに検討すべきである。

④（同じく）

国にデジタルアーカイブ基本計画の策定と実施を主管する担当官を置くと共に、その実施を担う施設を設置する旨を規定すべきか

デジタルアーカイブ振興のための政策を円滑に進め、国家的な取り組みとして分かりやすく位置付けるため、検討を進めるべきである。

⑤（デジタルアーカイブでの公開点数やデータ再利用が不十分と言われる現状に対して）

国・自治体に、文化芸術分野のオープンデータ政策を促進すべき努力義務を課すべきか。更に、公的アーカイブや公的助成を受けた文化芸術事業にデジタルアーカイブ公開を原則として義務づけ、かつ可能な範囲でのパブリックライセンスの付与やメタデータの付与を義務づけるべきか

デジタルアーカイブでの公開点数やデータの再利用を促進すべく、EUでの先進的な取り組み（欧州PSI再利用指令の改正やEuropeanaでのパブリックライセンス、メタデータ付与の実績等）を参考としつつ、どのような制度がありうるか、パブリックライセンスの内容や、付与を義務付けるメタデータの具体的な項目を含む具体的な内容について、前向きに検討を進めるべきである。

⑥（デジタルアーカイブの相互接続や公開点数が不十分とされる現状に対して）

公的アーカイブや公的助成を受けた文化芸術事業にデジタルアーカイブの相互接続を促進する努力義務を課すべきか。更にアーカイブ公開されたコンテンツについての特定団体への通知（報告）を課すべきか

⑤と同様に、各義務の内容や対象範囲次第ではあるが、その具体的な内容について、前向きに検討を進めるべきである。

⑦（孤児著作物が極めて多く活用が進まない現状に対して）

孤児著作物対策として、公的アーカイブでは事前の裁定及び事前の供託金不要での、デジタル化と公衆送信を可能とする制度を導入すべきか

主として商業利用を念頭に置く裁定制度とは別の制度として、公的アーカイブのための孤児著作物対策について、非営利目的利用への限定等の方法により、平等原則に即して民間企業との公正性

を担保しながら、積極的に進めるべきである。なお、絶版著作物についても同種の制度の是非を検討すべきである。

⑧（同様に）

孤児著作物対策として、文化庁長官の裁定制度の調査要件緩和、及び民間委託ないし代行を可能とする制度を導入すべきか

⑦の公的アーカイブのための孤児著作物対策制度だけでなく、民間の商業利用の場面における対策制度の必要性及びその内容について、近日中に実現される見込みの文化庁長官の裁定制度の調査要件緩和の内容を踏まえつつ、前向きに検討すべきである。

⑨（所有権・肖像権の権利者不明作品も多く、デジタル活用を阻んでいる現状に対して）

所有権・肖像権の権利者不明作品について、活用促進の法制度を設けるべきか

孤児著作物問題と比べ、まだ法的な検討が十分に進んでいない分野であるが、何らかの法的措置により対応策を講ずべき喫緊の問題が存在することから、その法的枠組みや対象とする範囲を含め、具体的にどのような法制度が考えられるか、前向きに検討すべきである。

⑩（デジタルアーカイブの人員不足が指摘される現状に対して）

デジタルアーキビストの育成に関し、資格者への名称独占制度を導入すべきか。同時に国・自治体に教育や研修機会拡大の努力義務を課すべきか

両者は併存可能であるので、デジタルアーカイブの人員不足の解消に向けて、いずれについても、並行して前向きに具体的な検討を進めるべきである。

⑪（潜在的な文化資産を公的なアーカイブとして公開・活用しにくい阻害要因がある現状に対して）

文化資産保有者（ホルダー）に対して、文化資産を公開・活用しにくい要因（予算不足、防犯課題、相続税課題など）を緩和するため、予算措置のほか、寄付金免税対象の拡大や固定資産税・相続税減免等の税制優遇措置等をとるべきか

貴重な文化資産のデジタル化を大きく促進しうる政策であることを前提に、具体的にどのような法制度・法的措置が考えられるか、実現可能かという点について、前向きに検討を進めるべきである。

⑫ (アーカイブの多言語化が不十分な現状に対して)

国・自治体に、デジタルアーカイブの多言語発信（字幕付与等）の補助・促進に関する努力義務を課すべきか

①の目的に照らし、デジタルアーカイブの多言語発信を促進すべく、前向きに具体的な検討を進めるべきである。

⑬ (諸外国のデジタルアーカイブとの相互接続が進んでいない現状に対して)

公的アーカイブに、諸外国のデジタルアーカイブ（Europeana 等）との相互接続に関する努力義務を課すべきか

諸外国のデジタルアーカイブとの相互接続を進めるべく、前向きに具体的な検討を進めるべきである。

⑭ (次世代型アーカイブの研究促進のために)

国に、検索技術を含むデジタルアーカイブ関連の技術及びビジネスモデルの研究を振興する努力義務を課すべきか

検索技術を含む次世代型アーカイブに関する研究を促進すべく、前向きに具体的な検討を進めるべきである。

【参考資料】

1. 日本のデジタルアーカイブ総体のデジタル資料数/公開数

① 総体の推計

1) デジタル資料数

- a) メタデータのみを含む : 約 4,600 万点
- b) 画像/コンテンツ閲覧可能なものに限る : 約 470 万点

- 2) 公開数 (上記 1)–b)のうちインターネット公開しているもの)
約 190 万点

② 個別のデジタルアーカイブ状況

<国立国会図書館関係>

1) 国立国会図書館

デジタル化資料の提供状況 (平成 26 年 3 月時点) ¹

インターネット公開数	48 万件
館内提供数	183 万件 (※推計上は非公開と認識。)
合計	231 万件

2) 東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」(2014 年 3 月 12 日時点)

検索可能数	2,510,663 件
Web 閲覧可能数	291,290 件
館内限定公開	96,179 件

3) 国立国会図書館サーチ²

国立国会図書館と連携する 194 のデータベースから検索できるメタデータ件数

検索可能件数 : 約 7,300 万件³ (メタデータ数)

国会図書館と都道府県立図書館の蔵書の重複を排除した点数 : 約 4,180 万件

(※Web 閲覧可能数は不明)

<文化庁関係>

4) 文化遺産オンライン

登録/公開件数 113,051 件 (平成 25 年 10 月時点)

¹ <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization.html>

² <http://iss.ndl.go.jp/> 本資料記載の「国立国会図書館」、「e 国宝」、「国立公文書館デジタルアーカイブ」、「所蔵作品総合目録検索システム」を横断検索対象に含む。

³ <http://iss.ndl.go.jp/information/function/#1>

上記の内画像付 46,981件 (平成25年10月時点)

5) メディア芸術デジタルアーカイブ事業

平成24年度までに各分野の作品の基礎データを収集。今後総合データベースを構築。

マンガ分野：260,000冊の単行本データ

アニメーション分野：9,000件の基本情報および詳細情報

ゲーム分野：14,000件の基礎データ

メディアアート分野：5,000件の催事のリストを作成 (※メタデータと認識せず)

6) 国指定文化財等データベース⁴

文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等の情報を、「名称」、「分類」、「都道府県」、「指定等区分」、「所有者」、「時代」、「地図」等で検索可能

登録件数：29,612件 (※画像付の件数は不明)

7) 国立文化財機構 e 国宝⁵

登録件数：1,057件 (全て画像閲覧可能)

8) 国立美術館 所蔵作品総合目録検索システム⁶

登録件数：36,876件 (2013年3月25日時点)

画像付件数：13,212件

9) 国立博物館

所蔵作品撮影フィルム of デジタル化、デジタル撮影の実施

所有数：96万件 (東博：32万、京博：26万、奈良博：36万、九博：2万)

東博 Web 公開数：約81,000件 (2013年2月時点)⁷

京博 Web 公開数：約5,500件 (2014年3月時点)⁸

奈良博 Web 公開数：約100,000件⁹

九博 Web 公開数：約340件 (2014年3月時点推計)¹⁰

10) 日本芸術文化振興会 文化デジタルライブラリー¹¹

⁴ http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp

⁵ <http://www.emuseum.jp/>

⁶ <http://search.artmuseums.go.jp/> <http://search.artmuseums.go.jp/gaiyou/20130325.html>

⁷ <http://webarchives.tnm.jp/imgsearch/>

⁸ <http://www.kyohaku.go.jp/jp/syuzou/catalogue.html>

⁹ <http://www.narahaku.go.jp/archives/> 別に「収蔵品データベース」があり約1,300件を検索可能。

¹⁰ <http://d-archive.kyuhaku.jp/> 公表数値は作品数であり、各作品は複数枚の画像を閲覧可能。本資料での推計では、①作品あたり5点の画像があると仮定して計算した。

登録件数；

公演関係 5,280 公演（写真、扮装図鑑、映像等 館内公開のみ）

錦絵：2,225 件（以下、画像により Web 公開）

プロマイド：6,951 件

能楽資料（文献・絵画）：2,000 件

文楽資料（番付）：511 件

劇場訓蒙図彙（しばいきんもうずい）：1 件

11) 新国立劇場 情報センター 所蔵資料検索¹²

登録件数；

図書：51,476 件

視聴覚資料：272 件

衣装・小道具・ポスター等：13,081 件

公演記録映像：551 点

（メタデータのみ。閲覧は館内に限定）

12) 東京国立近代美術館フィルムセンター 所蔵映画フィルム検索システム¹³

登録件数；

日本劇映画：6,116 件（平成 26 年 2 月末時点）

（メタデータのみ）

<その他>

13) 国立公文書館デジタルアーカイブ¹⁴

検索可能件数 3,193,488 件

画像閲覧可能件数 870,911 件

14) 国立科学博物館 標本・資料統合データベース¹⁵

検索可能件数：1,060,734 件

（※画像付の件数は不明）

15) 放送番組センター¹⁶

¹¹ <http://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>

¹² <http://www.nntt.jac.go.jp/enjoy/library/search/>

¹³ <http://nfd.momat.go.jp/>

¹⁴ <http://www.digital.archives.go.jp/> 本資料に記載したのは実際のデータベースで検索可能な数値であるが、①目録データ 135 万件、②画像データ 1599 万コマ（13 万件分）とする資料もある。

¹⁵ <http://db.kahaku.go.jp/webmuseum/>

放送法の指定を受けた放送番組専門のアーカイブ施設。NHK、民放局のテレビ・ラジオ番組、CMを一般に無料で公開。閲覧は施設内のみ。大学との取り組みにおいてストリーミング配信を実施。

テレビ番組	保存本数：20,073件、公開本数：14,694件、検索可能件数：14,601件
ラジオ番組	保存本数：4,195件、公開本数：3,793件、検索可能件数：3,793件
CM	公開本数：9,481件、検索可能件数：9,327件
ニュース映画	公開本数：2,683件、検索可能件数：2,683件

2. クールジャパン・コンテンツ海外展開等促進事業(J-LOP)運用状況

① 事業概要

- ・ローカライズやプロモーション等、日本のコンテンツの海外発信に対する総合的な支援を実施することにより、「日本ブーム創出」に伴う関連産業の海外展開の拡大、観光等の促進につなげることを目的とする。
- ・NPO 法人映像産業振興機構 (VIPO) が受託し、事業を実施。
- ・2013年3月より募集開始。2015年3月末が交付決定期限。2015年10月31日までに助成金支払が終了する事業が対象。

② 応募条件¹⁷

1) 対象事業者

- ・日本の法令に基づき設立された法人
- ・日本国民または永住者

2) 対象コンテンツ

- ・日本の法令に基づき設立された法人によって製作され、かつ日本国民または永住者その製作活動に主体的に関わっており、主たる言語が日本語であり、その法人が著作権全部または一部を有しているコンテンツ。
- ・日本国民または永住者によって製作され、かつその製作者が著作者であり、主たる言語が日本語であり、その個人が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ。
- ・外国との共同製作の場合は、日本の法令に基づき設立された法人、および日本国民または永住者が、その製作活動に主体的に関わっており、主たる言語が日本語であり、著作権の全部または一部を有しているコンテンツ。
- ・審査委員会が「日本ブーム創出」の効果が極めて高いと認めたコンテンツ。

3) 支援対象コンテンツジャンル

映画、TV/配信番組、アニメ、電子コミック、ゲーム、その他の映像コンテンツ、キャラク

¹⁶ <https://www.bpcj.or.jp/>

¹⁷ <http://j-lop.jp/wp-content/uploads/ApplicationRequirements.pdf>

ター、一部の演劇コンテンツ¹⁸

4) ローカライズ支援対象の費用

- ・字幕付け費用
- ・音声吹き替え、外国語トラック追加費用
- ・海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費用
- ・海外利用に適したフォーマットへの編集・変換費用
- ・楽曲の差替え費用
- ・宣伝用紹介動画、トレーラー等の編集費用
- ・契約交渉のための資料等の翻訳費用（シノプシス、セールスシート等）
- ・権利調査および海外契約法務費用
- ・フォーマットおよびリメイクの契約交渉のためのトレーラー・パイロット版に必要な費用¹⁹
- ・コンテンツ内容の変更を伴わないフォーマット返還費用²⁰

③ 実績数

1) ローカライズ支援、プロモーション助成の単純集計（2014年2月末時点）²¹

エントリー件数 : 2,564 件²²
採択件数 : 1,570 件
辞退件数 : 349 件
不採択件数 : 52 件

2) ローカライズ支援対象事業者数（2014年1月末時点）²³

支援決定事業者数 : 124 社

3) プロモーション支援対象事業者数（2014年1月末時点）²⁴

支援決定事業者数 : 206 社

④ 目標値

1) 経産省（平成25年度：64億、平成26年度：64億）

ローカライズ支援対象のコンテンツの量（時間）：6,240 時間²⁵

プロモーション件数：576 件

2) 総務省（平成25年度：32億、平成26年度：32億）

ローカライズ支援対象のコンテンツの量（時間）：3,120 時間²⁶

¹⁸ 審査委員会が「日本ブーム創出」の効果が極めて高いと認めたコンテンツに限る

¹⁹ 審査委員会が「日本ブーム創出」の効果が極めて高いと認めたコンテンツに限る

²⁰ 審査委員会が「日本ブーム創出」の効果が極めて高いと認めたコンテンツに限る

²¹ http://j-lop.jp/news_2013-03-03/

²² 件数は作品単位。1コンテンツ1エントリー。映画は作品毎に、テレビシリーズもシリーズ毎にエントリーを行う。

²³ http://j-lop.jp/news_2014-2-20/

²⁴ http://j-lop.jp/news_2014-02-24/

²⁵ http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2013/pdf/sh25_0183.pdf

²⁶ http://www.soumu.go.jp/main_content/000235344.pdf

3. 東日本大震災アーカイブの予算状況

平成 26 年度	191,154 千円	運用費用
平成 25 年度	185,844 千円	運用費用
平成 24 年度	143,859 千円	運用費用
平成 23 年度	900,000 千円	構築費用 (平成 23 年度第 3 次補正予算)

以 上

